

第三子から

月三千円の児童手当

明年一月から支給

児童手当制度は、わが国社会保障制度のなかでまだ実現していない唯一の制度として、また、児童福祉の増進をはかるうえで重要な制度としてその早期実現がかねてから懸念となっており、五月の国会に於て児童手当法が成立し、いよいよ四十七年一月分から月額三千円が義務教育終了前の支給対象児童を有する養育者に支給されます。

このため町では、十月一日から住民課窓口で受け付けを始めたので、児童手当制度のおもな点について紹介しましょう。

● 支給対象者と支給額

日本国民で国内に住所を有しその人が、十八才未満の児童を三人以上（うち義務教育を終了前の児童がいる場合に限る）養育している者に対して義務教育終了前の第三位以降の児童一人につき、月額三千円を養育者に支給します。

ただし、義務教育終了前の児童は、経過措置として、昭和四十七年一月一日から昭和

● 制度の目的

児童を養育している人に児

建設のあゆみ

9 月 ~ 10 月

完成した事業

① 町道舗装工事

本町～古川線 798.5m

九月着工及び工事中の事業

① 町道舗装工事

牛能一中台線 900m

② 上塚小学校改築工事

1,150㎡

③ 町営住宅建設工事（栗山）

20戸

四十八年三月三十一日までの間は、昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童（五才未満の児童）を対象とし、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間は昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童（十才未満）を対象とすることにしております。ただし、児童を養育している者の前年の所得が一定の額（目やすとして扶養親族五人の場合、前年の収入二百万円）未満であることが必要です。

● 支給を受ける方法
児童手当の支給を受けようとする人は、住所地の市町村役場に申し出て、市町村長の認定を受けていただきます。認定されれば、毎年二月、六月、十月の三回に分けて、それぞれ前月までの手当がまとめて市町村から支払われます。

なお、公務員については、国、地方公共団体、三公社において直接、認定および支給が行なわれます。

なおくわしくは、役場住民課又は千葉県社会部婦人児童課（電話〇四七二（二三）二三一九へお問合せ下さい。

東金税務署からの

お知らせ

このたび被害を受けられた納税者の皆さまに心からお見舞い申し上げます。不幸にして災害を受けられた方には、税金面で国税通則法や災害減免法、さらに所得税法などで救済の道が講じられています。

次のような方法で税金の減免等の適用をお受けになって下さい。

◎ 国税通則法

(1) 被災地の範囲が広く、集団的に納税者が被害を受けたような場合には、国税庁長官がその地域と期日を指定して国税の申告期限や納期限などを延長することになっております。また、このような指定がない場合でも個別に税務署長に申請することによって二ヶ月以内の

期限延長の適用を受けることが出来ます。

(2) 財産に相当な損害を受けた人は、申請することによって一年以内の納税の猶予が認められます。

◎ 災害減免法 住宅や家財が半分以上損害を受けた場合で、年間所得が二〇〇万円以下の人は、次の区分で所得税の減免が受けられます。

- (1) 所得の見積額が一〇〇万円以下の人は……全額免除
 - (2) 所得の見積額が一〇〇万円をこえ一五〇万円以下の人は……二分の一軽減
 - (3) 所得の見積額が一五〇万円をこえ二〇〇万円以下の人は……四分の一軽減
- 以上の減免を受けようとする



横芝句会九月例会

土屋栗水
橋桁に出水の跡の干きおり
雁は過密の空に來なくなりぬ
石川奇水
橋腹に着く水音や秋出水
田股引干すや十六夜あがり初
む 斎藤ちくろ
隣にも野菜分けやり秋出水
十六夜の雲縫う月の艶にして
藤代ゆう
秋出水由緒の家も泥に伏す
かくれんぼのありか知らせて
萩こぼる

川島敬明

雁渡るボツカリ青き雲の穴
流れ物すべて見送り秋出水
る人は、災害の後一定期間内に予定納税の減額申請や更正請求をしなければなりません。

◎ 所得税法
災害による損害額が所得の合計額の一割をこえる場合には確定申告にあたって雑損控除を受けることができます。ただし、災害減免法による所得税の免除と、重複することはできません。

尚、詳しいことは税務署の窓口でお尋ね下さい。

警察官募集

資格 昭和十九年四月二日

古谷紅葉
秋出水橋を守りて夜に入りぬ
踏切の長き遮断や雁渡る
木下石果子
出水田の浮かれ籠の庭へ來し
はぐれ雁一羽過ぎ行く過疎の
村 伊藤保入
倒れ伏す稲刈り揚げる出水晴
れ
古利根に雁の声聴く釣りの宿
土屋繼月
ニュース吹ゆ閑八州や秋出水
奥山萌古
真夜さめて十六夜の月西にあ
り
佐久間実枝子
雨後の庭殊に輝やく十六夜

次回 十月九日（土）后一時
兼題 唐辛子 後の月

から二十九年四月一日迄に生れた男子、大学卒者（明年三月卒者を含む）及び高卒程度の学力を有する者。

◎ 待遇 大学卒、四三、一五
七円、短大卒、三八、七二
八円、高校、中卒、三五、
八四四円で他に通勤、扶養
住宅等の諸手当あり。

◎ 応募 ① 中込用紙の請求および受験申込先、県警本部警務課または県内の各警察署、派出所、駐在所。
② 受付期間、十月十九日まで。尚、詳細については最寄りの警察署、派出所、駐在所にお訪ね下さい。